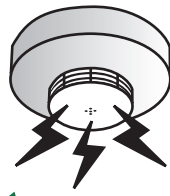


火災を早期発見！安心のために



ついていませんか？火災警報器

《平成22年4月1日から住宅用火災警報器の設置が義務づけられました》

近年、全国的に住宅火災による死者が急増しています。特に犠牲者の方の大半が65歳をこえる高齢者となっております。就寝中に火災に遭遇することで発見が遅れ、逃げ遅れることが原因で犠牲者が発生するケースが増加の一途をたどっています。

住宅火災による犠牲者を減らし「人命」と「財産」を守ることを目的として、平成18年6月1日の消防法の改正により、東京都では平成22年4月1日から全ての居室と階段に設置が義務付けられました。

《住宅用火災警報器設置のメリット》

①早く気付いて初期消火に成功！

てんぷら鍋に残っている油を捨てるため、凝固材を入れた鍋をガスコンロにかけて加熱中、居間で他の家事をしている間に過熱され発火。住宅用火災警報器の警報音を聞き、台所に行くと、てんぷら鍋から炎が出ていたので、慌てて消火し、大きな火災に至りませんでした。
(東京都)

②近所の住人が気付いて

アパートの台所で、住人がガスコンロに鍋をかけたまま外出し、鍋が空焚き状態になり、住宅用火災警報器が作動しました。近所の住人が「ピー、ピー」と鳴り響く音に気付いて窓から白煙があがるのを発見し、窓から部屋に入り、コンロを切って火災を未然に防ぎました。
(滋賀県)

住宅用火災警報器は大切な「命」と「財産」を守ります！



設置機種

東 芝 TKRJ-10
パ ナ ソ ニ ッ ク SH28455K
(煙感知式、警報音・音声警報機能付)

火災警報器の設置がまだの方は

任せて安心、東大和市商工会 建設業部会員が

一ヶ所 **3,000円** (部品代、工賃、税込)

で施工させていただきます。

◎まずは、商工会までお気軽にお電話下さい

※商工会窓口に火災警報器サンプルございます。

お問合せ先

東大和市商工会 建設業部会

東大和市中心 3-922-14 電話 042-562-1131